

安全報告書

【バス事業】



遠州鉄道株式会社

2025年7月

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1.ごあいさつ

平素より遠州鉄道ならびに遠鉄グループをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
また、当社バス事業に深いご理解をいただきまして厚くお礼申し上げます。

遠鉄グループ経営の根幹は、バスや鉄道などの運輸事業を中心に培われてきた「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、遠鉄グループは運輸事業における安全運行が支えていると言っても過言ではありません。こうした認識のもと、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」という方針に基づき、ハード・ソフト両面において安全管理体制の強化に努めております。

2024 年度におきましては、浜名湖花博 2024 が開催されるなど、コロナ禍から移動需要が順調に回復したことに伴い、安全対策や運転者確保の必要性がより一層高まることとなりました。

このような状況の中、ハード面では新車(乗合バス 10 両、貸切バス 1 両)の購入や空港・高速・貸切車両へ運転者の脇見や眠気を検知し警告を行う安全装置を導入(計 23 両)するとともに、運転者教育用の教習車両を 2 両製作するなど安全性向上を図りました。

ソフト面においては、運転者の処遇改善や採用活動に積極的に取り組むとともに、睡眠時無呼吸症候群(SAS)や脳 MRI 検査に加え、新たに腹部・胸部 CT 検査と視野障害検査を実施するなど健康リスクの低減に努めてまいりました。

今後も、安全に対する投資を積極的に実施するとともに、法令や規則を遵守し、地域のお客様から喜ばれ信頼される存在となるよう全員一丸となって取り組んでいく所存です。

尚、本報告書は当社の「安全の確保のための取り組み」を皆様に公表させていただくものです。お気づきの点がございましたら、率直なご意見やご感想をいただければ幸いに存じます。

遠州鉄道株式会社

取締役社長 丸山 晃司



2.輸送の安全に関する基本的な方針

遠州鉄道においては、輸送の安全を確保するために、以下の通り社長以下全社員が一体となって取り組んでまいります。

(輸送の安全に関する基本的な方針について)

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換れば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといつても過言ではない。

我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう



遠州鉄道株式会社
取締役社長 丸山 晃司

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

3.輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する重点施策については、

- 1.輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。
- 3.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 5.輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

4.輸送の安全に関する目標及びその目標の達成状況

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社本部事故防止対策委員会・運輸安全マネジメント会議において策定した 2024 年度事故防止重点実施項目及び事故抑止目標、事故実績並びに 2025 年度事故抑止目標は次の通りです。

1.輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- ・2024 年度事故抑止目標 有責事故削減
- ・2024 年度事故実績 対前年度 +10 件(116%)
- ・2025 年度事故抑止目標 有責事故削減

2.年間最重点実施項目(2024 年度)

2024 年度 事故防止スローガン

ミスは慣れと油断から!

有責事故ゼロ

安全!安心!信頼! ~ 慣れ と 油断 がもたらす危険をなくす~

事故防止重点実施項目

- 車内事故ゼロ** — “着席確認”と“呼称確認”的徹底! **油断** 禁物
- 接触事故ゼロ** — **慣れた** 道でも“アイポイントの設定”や“左右のミラー確認”を行い、接触事故防止
- バック事故ゼロ** — 構内の**慣れた** 場所こそ“バック事故防止確認動作10項目”的徹底
- 追突事故ゼロ** — 急停車や割込みなど“他車の動静に注意”、“速度や車間距離”に気をつけ**油断**しない

1. 有責事故削減

- (1)車内事故防止 … 着席確認と呼称確認の徹底
●社員のチカラ 5点満点取得率 70%以上／「お後はございませんか？」達成率 80%以上
- (2)接触事故防止 … アイポイントを作り、車両感覚の把握 ●走行中は左側サイドミラーの位置を常に意識する
- (3)バック事故防止 … バック事故防止確認動作10項目の完全実施 ●平均9.90以上の達成
- (4)追突事故防止 … 急停車や割込みなど、不測の事態にも対応できる速度と車間距離の確保
●「安全速度」遵守 ●車間距離は「車間時間3秒以上」あける
●運行中の携帯、スマホ使用の禁止
- (5)運行評価表100点取得率の向上 … ●前年比101%達成
2. 運行ミスの削減 —————— 一運行ごと運行表/運行指示書の確認
(始発、分岐点手前での行き先案内を完全実施)
3. 発生原因の分析力向上 ————— ●ヒヤリハット事案の収集と分析 ●「なぜなぜ分析」事故発生状況の分析
●適性診断結果の分析と活用
4. 乗務員健康管理の徹底 ————— SAS検診の一斉実施とC-PAP装着率の向上・脳ドック受診の推進
5. 飲酒運転の撲滅 ————— 個人毎の飲酒習慣の把握、貸与チェックの動作確認
6. 新規運転者採用推進(35人)

3.月別事故防止重点項目(2024年度)

4月	一旦停止の完全徹底 指定箇所での歩行者、自転車の動静確認
5月	ミラーを使い、右左折時の内輪差とオーバーハングの確認
6月	アイポイントを作り車両感覚を把握した接触事故防止の推進
7月	"車内事故強化月間" 車内ミラーと車内マイクを活用し 車内事故の完全防止
8月	バス停停車時 左側寄り過ぎによる接触防止と、適切な停車位置によるお客様の安全確保
9月	接触事故防止「だろう」の前にアクセルオフと先ず「止まる」
10月	急がずに必ず守る"バック事故防止 確認動作10項目"
11月	進路変更ではミラーを使い後続車両の発見と目視による死角確認の徹底
12月	先急ぎせず 十分な車間距離を取り追突事故防止
1月	車内事故防止呼称確認動作5項目の完全実施
2月	バック事故防止 確認動作10項目の完全実施でバック事故ゼロ!
3月	先急ぐ気持ちをおさえ「お後はございませんか？」と車内確認による車内転倒防止

4. 主な安全に関する外部表彰実績(2024年度)

【団体表彰実績】

静岡県自動車連合会安全運転コンクール

・静岡県警察本部長・静岡県自動車連合会会长連名表彰

浜松東営業所、磐田営業所

・中部運輸局静岡運輸支局長・静岡県自動車連合会会长連名特別表彰

磐田営業所

【個人表彰実績】

・令和6年秋の黄綬褒章	運転者1名（前年度1名）
・国土交通省 自動車関係功労者大臣表彰	運転者1名（前年度1名）
・中部運輸局 功労者等局長表彰	運転者2名（前年度1名）
・中部運輸局静岡運輸支局 功労者等支局長表彰	運転者1名（前年度6名）
・公益社団法人日本バス協会 優良運転者表彰	運転者2名（前年度2名）
・一般社団法人静岡県バス協会会长 優良バス運転者表彰	運転者5名（前年度7名）
・静岡県高速道路交通安全協議会 隊長・会長連名表彰	運転者3名（前年度2名）
・静岡県高速道路交通安全協議会 会長表彰	運転者3名（前年度2名）
・静岡県高速道路交通安全協議会 西部支部長表彰	運転者3名（前年度4名）

5. 主な安全に関する資格取得実績(2024年度)

運行管理者試験 合格者 10名(前年度12名)

5.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2024年度発生 16件

内訳

車内	3件	第一当事者 3件 第二当事者 0件
衝突	1件	第一当事者 0件 第二当事者 1件
健康起因	12件	
車両故障	0件	

2023年度発生 20件

内訳

車内	4件	第一当事者 4件 第二当事者 0件
衝突	3件	第一当事者 1件 第二当事者 2件
健康起因	13件	
車両故障	0件	

※健康起因・体調不良により乗務交代を行った件数

6.自然災害による輸送障害(運休)

2024年度

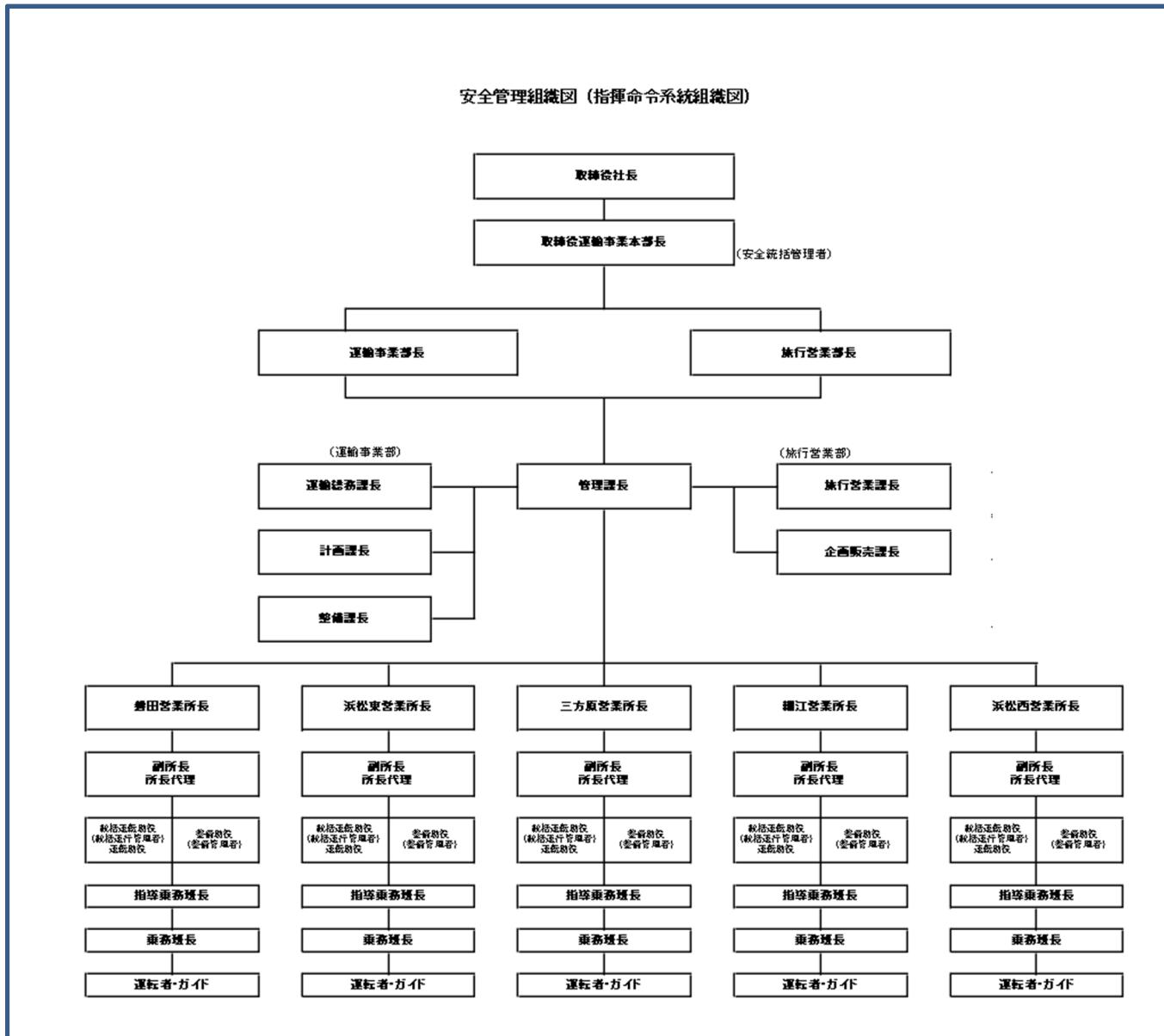
日付	要因	路線	運休状況
6月28日	大雨	一般路線	一部運休
8月9日	地震	空港・高速路線	一部運休
8月28日	台風	空港・高速路線	全便運休
8月29日	台風	空港・高速路線	一部運休
8月30日	台風	空港・高速路線	一部運休
8月31日	台風	空港・高速路線	一部運休
2月8日	大雪	空港・高速路線	一部運休
2月19日	大雪	空港・高速路線	一部運休
3月4日	大雪	空港・高速路線	一部運休

2023年度

日付	要因	路線	運休状況
6月2日	大雨	一般路線	一部運休
		空港・高速路線	一部運休
6月3日	大雨	一般路線	一部運休
		空港・高速路線	一部運休
8月15日	台風	空港・高速路線	運休
8月16日	大雨	空港・高速路線	一部運休
2月5日	降雪	空港・高速路線	一部運休
2月6日	降雪	空港・高速路線	一部運休

※自然災害への対応については P19 をご参照下さい。

7.輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制



- 1.当社における輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制は当社の安全管理規程に記載されているとおります。
 - 2.当社における重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は当社の安全管理規程に記載されているとおります。

8. 2024 年度の輸送の安全のための重点施策と講じた措置

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(1) 経営トップ・安全統括管理者による全営業所職場巡視(9月・12月)

【所内巡視】



【営業所員と語る会の開催】



(2) 自己監査(営業所監査・相互監査)の実施

「14. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

(3) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査

「14. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

(4)事故防止のための計画・実施事項

① 年間事故防止重点実施項目の設定

2024 年度 事故防止スローガン

ミスは慣れと油断から!

有責事故ゼロ

安全!安心!信頼! ~ 慣れと油断がもたらす危険をなくす~

事故防止重点実施項目

- 車内事故ゼロ** — “着席確認”と“呼称確認”的徹底! **油断**禁物
- 接触事故ゼロ** — **慣れた**道でも“アイポイントの設定”や“左右のミラー確認”を行い、接触事故防止
- バック事故ゼロ** — 構内の**慣れた**場所こそ“バック事故防止確認動作10項目”的徹底
- 追突事故ゼロ** — 急停車や割込みなど“他車の動静に注意”、“速度や車間距離”に気をつけ**油断**しない

1. 有責事故削減

(1)車内事故防止 … 着席確認と呼称確認の徹底

●社員のチカラ 5点満点取得率 **70%以上**／「お後はございませんか?」達成率 **80%以上**

(2)接触事故防止 … アイポイントを作り、車両感覚の把握 ●走行中は**左側サイドミラー**の位置を常に意識する

(3)バック事故防止 … バック事故防止確認動作10項目の完全実施 ●**平均9.90以上**の達成

(4)追突事故防止 … 急停車や割込みなど、不測の事態にも対応できる速度と車間距離の確保

●**「安全速度」遵守** ●車間距離は**「車間時間3秒以上」**あける

●運行中の携帯、スマホ使用の禁止

(5)運行評価表100点取得率の向上 … ●**前年比101%達成**

2. 運行ミスの削減

——一運行ごと運行表/運行指示書の確認

(始発、分岐点手前での行き先案内を完全実施)

3. 発生原因の分析力向上

—— ●ヒヤリハット事案の収集と分析

●「なぜなぜ分析」事故発生状況の分析

●適性診断結果の分析と活用

4. 乗務員健康管理の徹底

—— SAS検診の一斉実施とC-PAP装着率の向上・脳ドック受診の推進

5. 飲酒運転の撲滅

—— 個人毎の飲酒習慣の把握、貸与チェックの動作確認

6. 新規運転者採用推進(35人)

②各種強化月間の設定

4月:春の全国交通安全運動(4/6~4/15)

- ・交差点立ち見調査
- ・車内事故防止呼称確認動作 5 項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10 項目チェック

7月:車内事故防止キャンペーン(7/1~7/31)

【一般乗合バス】

- ・「ゆとり乗降の啓発」「ゆとり運転の励行」「停留所発進時における安全基本動作の徹底」

【貸切・高速・空港連絡バス等】

- ・「乗客へのシートベルト着用案内の徹底」

7月:夏の交通安全県民運動(7/11~7/20)

- ・交差点立ち見調査
- ・車内事故防止呼称確認動作 5 項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10 項目チェック

9月:秋の全国交通安全運動(9/21~9/30)

- ・バックの確認動作 10 項目チェック

12月:年末の交通安全県民運動(12/15~12/31)

- ・飲酒運転防止指導
- ・交差点立ち見調査
- ・車内事故防止呼称確認動作 5 項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10 項目チェック

12月:年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施(12/10~1/10)

- ・自主点検表による安全総点検

③本部及び全営業所による事故防止対策委員会の開催(9月・3月)

【本部事故防止対策委員会・運輸安全マネジメント会議】



- ④営業所長会議(毎月開催)、副所長・所長代理会議(年 6 回)
- ⑤統括運行管理者会議(毎月開催)
- ⑥整備管理者会議(毎月開催)
- ⑦運輸事業部管理職及び担当課員による業務前点呼実施状況の確認
- ⑧運転者職場環境良好度認証制度(三ツ星取得)



- ⑨カスタマーハラスメント対応マニュアルの策定

(5)健康管理の確実な実施

- ①年2回の定期健康診断
- ②健康管理指導基準(当社基準)に基づく運転者の健康状態の把握
- ③睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策としてスクリーニング検査、終夜睡眠ポリグラフ検査の実施
検査実施者 113 名
- ④一定年齢に達した運転者に対する「脳 MRI 健診」の実施
検査実施者 63 名
- ⑤一定年齢に達した運転者に対する「胸部・腹部 CT 検査」の実施
検査実施者 64 名
- ⑥視野障害検査
一定年齢に達した運転者に対する「眼底・眼圧・視力検査」 検査実施者 65 名
上記以外の 40 歳以上の運転者に対する自主検査 検査実施者 275 名
- ⑦66 歳以上運転者の人間ドック毎年受診

(6)飲酒運転防止対策の実施

- ①業務開始前及び業務終了後点呼時のアルコール検知の徹底(手順の遵守指導)
- ②個人持ちアルコールチェッカーの貸与

2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うように努めること。

(1)運転者の採用強化および待遇改善

- ・運転者の年間休日数の拡大(2日増)

(2)運転者の離職防止

- ・メンター制度の導入(新人運転者を中心に面談を実施)



(3)指定サングラスの着用許可

- ・日差しや車内の反射光を軽減し、安全運転をサポートする目的で、乗務中にサングラスを着用することを許可

(4)女性運転者の防犯対策「ALSOK まもるっく」導入

(5)運転者教育用の教習車両を製作(計2両)

(6)空港・高速・貸切車両へ運転者の脇見や眠気を検知し警告を行う安全装置を導入(計23両)

(7)自転車や歩行者にバスの接近をお知らせする注意喚起放送装置を乗合バス全車両への導入 (計225両)

3.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(1)事故・お客様の声情報の共有と活用(本社及び全営業所)

(2)ヒヤリハット情報の収集と分析

(3)国土交通省「事業用自動車安全通信」の活用による他社事例の周知

(4)「社員のチカラ」(社内モニター制度による添乗評価)

(5)「ラインワークス」の活用による情報共有

5.輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(1)「13.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施

(2)安全運転中央研修所における安全運転研修(12/12～12/14:7名)

(3)労働基準法及び改善基準告示に関する教育

(4)安全運転研修センターにおける車両感覚養成訓練、高齢者疑似体験訓練



(5)ドライブレコーダーやデジタルタコグラフのデータを活用した事故防止教育

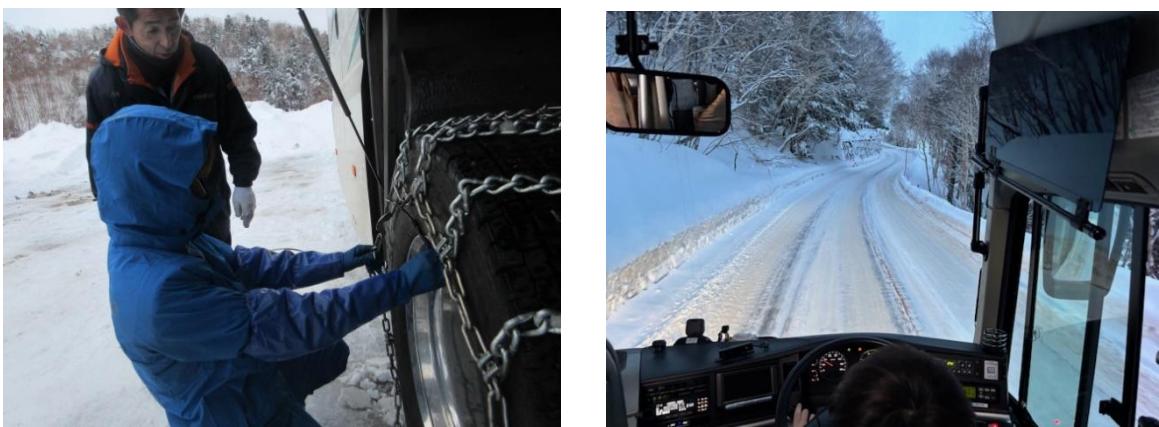


(6)外部講師による安全運転研修の実施

(7)東京・横浜方面現地教育(14名)

(8)京都・奈良方面現地教育(6名)

(9)雪道走行教育(9名)



(10)消防局交通事故救命救急法講習(17名)

(11)交差点における街頭指導(毎月実施)

(12)現場におけるバック操作指導

(13)整備管理者による日常点検の指導

(14)バスガイド安全教育(年2回)

(15)自己監査担当者研修会

(17)事故背景要因の把握のための「なぜなぜ分析」の実施

(18)独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)模擬監査の実施(各営業所運行管理者参加)

細江営業所・浜松東営業所

【模擬監査風景①】



【模擬監査風景②】



(19)地震発生を想定した防災訓練

①バスロケ無線による訓練

②トランシーバー・災害時優先電話を利用した拠点間の情報伝達訓練

③社員の安否確認訓練

(20)第4回遠鉄ドライバーズコンテスト実施(1月)

全運転者の中から、運転業務について成績優秀な 10 名を選抜し、日頃培った安全運転の技術を競い合いました。競技には大型乗合バスを使用し、全 5 種目(S 字、鋭角、直進障害、方向転換、車いす乗車の基本動作)の技術について採点を実施しました。



9. 2024 年度安全に対する費用支出及び設備投資(主なものの実績)

(1) 運転者への無事故手当	137,349(千円)
(2) 教育に関する支出(運転者・運行管理者)	1,478(千円)
(3) 乗合バス車両への安全装置導入(注意喚起放送装置)	6,136(千円)
(4) 空港・高速・貸切車両への安全装置導入(脇見・眠気の検知・警告)	1,914(千円)
(5) 健康管理(運転者・運行管理者)	2,890(千円)
※SAS スクリーニング検査、終夜睡眠ポリグラフ検査、脳 MRI 健診、 胸部・腹部 CT 検査、視野障害検査等の会社負担額	
(6) 携帯用アルコールチェッカー	539(千円)
(7) 運転者教育用の教習車両製作	8,365(千円)
(8) デジタル点呼システムの改修	1,290(千円)
(9) 夏季制服ポロシャツ購入	1,093(千円)
※運用開始は 2025 年度	
(10) 安全運行、運転技能に対する社員への表彰	2,835(千円)
(11) 独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)による 模擬監査、運輸安全マネジメントセミナー	379(千円)

10. 2025 年度の輸送の安全に関する計画及び 輸送の安全のために講じようとする措置

「3.輸送の安全に関する重点施策」に対応して、輸送の安全を確保するために当社経営計画の中で策定した実施項目は次の通りです。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(1) 経営トップ・安全統括管理者による全営業所職場巡視

(2) 自己監査(営業所監査・相互監査)の実施

「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照

(3) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査

「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照

(4) 運輸防災マネジメントの推進

(5) 事故防止のための計画・実施事項

2025年度 事故防止スローガン

“確認”動作を守り！

有責事故ゼロ

安全！安心！信頼！～“確認”動作の徹底による輸送の安全確保～

事故防止重点実施項目

✓ 車内事故ゼロ

発車・停車前の車内“確認”を最優先！

「車内事故防止呼称“確認”動作5項目」

✓ バック事故ゼロ

見られていなくても必ず実践！

「バック事故防止“確認”動作10項目」

1. 有責事故削減

(1)バック事故防止 … バック事故防止確認動作10項目の完全実施

●バックチェック10点満点取得率 80%以上／「一旦停止し、下がる場所の確認」実施率 80%以上

(2)車内事故防止 … 着席確認と呼称確認の徹底

●5点満点取得率 70%以上／「お後はございませんか？」達成率 80%以上

(3)接触事故防止 … 車両感覚の把握を目的とする教育

(4)運行評価表100点取得率の向上 … ●前年比 101%達成

2. 運行ミスの削減

一運行ごと運行表/運行指示書の確認

●スタッフの表示変更(矢印標示)及び音声案内実施／

運行ミス防止機器の研究

3. 発生原因の分析力向上

●ヒヤリハット事案の収集と分析 ●「なぜなぜ分析」事故発生状況の分析

●適性診断結果の分析と活用

4. 乗務員健康管理の徹底

●年2回の定期健診 ●SAS検診の一斉実施及び毎月の実施状況確認

●脳ドック・心臓疾患・大血管疾患・視野障害検診の推進

※50、53、56、59、62、65、68、71歳(視野障害は40歳以降毎年)

5. 飲酒運転の撲滅

個人毎の飲酒習慣の把握、貸与チッカーの動作確認

6. 新規運転者採用推進(45人)

2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。

- (1)運転者採用の推進と処遇改善(安全推進手当の支給、運転者の年間休日2日増など)
- (2)健康管理の推進

SASスクリーニング検査、終夜睡眠ポリグラフ検査

脳MRI健診、胸部・腹部CT検査、視野障害検査等

- (3)夏季制服としてポロシャツの運用開始



3.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

- 「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照

4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (1)事故・お客様の声情報の共有と活用(本社及び全営業所)
- (2)ヒヤリハット情報の収集と分析
- (3)国土交通省「事業用自動車安全通信」の活用による他社事例の周知
- (4)「社員のチカラ」(社内モニター制度による添乗評価)
- (5)「ラインワークス」の活用による情報共有

5.輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- (1)「13.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- (2)適性診断の実施と運転者への指導
- (3)安全運転中央研修所における安全運転研修
- (4)労働基準法及び改善基準告示に関する教育
- (5)安全運転研修センターにおける車両感覚養成訓練、高齢者疑似体験訓練
- (6)ドライブレコーダーやデジタルタコグラフのデータを活用した事故防止教育
- (7)外部講師による安全運転研修の実施
- (8)東京・横浜方面現地教育
- (9)京都・奈良方面現地教育
- (10)雪道走行教育

- (11)交通事故救命救急法講習
- (12)交差点における街頭指導(毎月実施)
- (13)現場におけるバック操作指導
- (14)整備管理者による日常点検の指導
- (15)バスガイド安全教育(年2回)
- (16)自己監査担当者研修会
- (17)事故背景要因の把握のための「なぜなぜ分析」の実施
- (18)独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)模擬監査の実施
- (19)地震発生を想定した防災訓練
 - ①バスロケ無線による訓練
 - ②トランシーバー・災害時優先電話を利用した拠点間の情報伝達訓練
 - ③社員の安否確認訓練
- (20)警察OB採用による危機管理体制強化とコンプライアンス教育の実施

11.事故・災害に関する報告連絡体制

「7.輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制」及び安全管理規程を参照ください。

12.自然災害への対応について

- (1)大雨の対応
集中豪雨等による道路の冠水や河川の氾濫、土砂災害の発生、もしくはその可能性が高いと判断される場合は、運行を見合わせる場合があります。
- (2)暴風の対応
当社施設に設置された風速計により風速を観測しており、風速が規制値を越えた場合には、運行を見合わせます。また、風速が規制値内の場合でも運転者から強風の連絡があった場合は、安全を確保するために運行を見合わせる場合があります。
- (3)台風の対応
台風接近時の対応としては、大雨時の対応及び暴風時の対応方に準じて運行を見合わせます。
【計画運休について】
大型の台風接近に伴い、当社のバス路線がその進路上にあり、「暴風域」に入るなど運行に重大な支障が見込まれる場合は、予め運行を中止する「計画運休」を実施する場合があります。(事前に当社ホームページ等で告知します)
- (4)地震の対応
「激しい揺れ」や「周囲の建造物等の激しい揺れ」の体感・視認で地震の発生を確認した場合は、直ちに安全な場所にバスを停車させます。地震発生後の被害状況の確認、安全点検の実施により運行再開または中止を判断します。

(5)運行の再開について

運行を中断した場合、安全にバスが走行できること確認した後に運行を再開いたします。

大型の台風や地震、豪雨の場合は、当社係員によるバス路線や施設の点検等により安全の確認ができ次第運行を再開いたします。(被害状況によっては、運行の再開に時間を要する場合がありますのでご了承ください)

13.輸送の安全に係る教育及び研修の計画

1.運転者

(1)初任運転者教育

(2)階層別教育

① 階層に応じた教育

② 事故未然防止教育(デジタルタコグラフデータ等を活用した教育・追跡指導)

③ 事故惹起者教育(事故発生時のドライブレコーダー映像等を活用した教育)

④ 指導乗務班長・乗務班長教育(指導者育成教育)

(2)適性・適齢・初任診断の実施

2.運行管理者

(1)運行管理者全員を対象とした年間 2 回の事故防止及び法令遵守に関する集合教育

(2)統括運行管理者を対象とした 1 ヶ月に 1 回程度の事故防止及び法令遵守に関する集合教育 及び情報共有のための会議を実施

(3)運行管理者(統括運行管理者除く)を対象にした年間 2 回の事故防止及び法令遵守に関する 集合教育

(4)独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)による一般講習を受講

3.整備管理者

(1)整備管理者を対象に、年間 4 回以上の整備基準確認等の集合研修を実施

(2)静岡運輸支局による研修・講習会の受講

(3)整備管理補助者への研修指導の実施

4.副所長、所長代理

年 6 回程度、運行管理・健康管理に関する集合教育及び意見交換を実施

5.営業所長

月 1 回程度の営業所長会議において、情報共有及び意見交換を実施

6.初任運転者(貸切バス)

(1)実施内容・日程

安全運転の実技指導(添乗付き)、教育開始からおよそ 1 ヶ月半経過後に実施

(2)ルート

【基本ルート】三方原営業所より出発

1日目（西コース）	2日目（東コース）	3日（南コース）	4日目（北コース） (夜間)
三方原営業所	三方原営業所	三方原営業所	三方原営業所
中沢斎場	掛川道の駅	中の町・豊田町	天竜山東車庫
坪井ICより浜名BP	グランシップ静岡・険路	R150 福田車庫	春野町 天狗の里
浜名バイパス 自動車専用道	草薙球場・東門	御前崎 なぶら市場	アクティの森
のんほいパーク西門・中央門	日本平パークウェイ	藤枝サッカー場	掛川球場
緑が浜公園	日本平（昼食）	谷稻葉（昼食）	入口 袋井ケートエコパ 4P
伊良湖岬（昼食）	清水・坂道	島田球場 金谷駅	出口 掛川ケート
豊橋道の駅	三保の松原	掛川道の駅	掛川駅南口
湖西市スズキ・レークサイド	R150号・焼津IC入り口	三方原営業所	つま恋南ゲート
三ヶ日・根洗町	谷稻葉・うぐいすパーキング		菊川相良線
三方原営業所	三方原営業所		静岡空港（夕食）
			三方原営業所

(3)車種区分

大型貸切車両を使用

(4)実技指導の具体的な内容

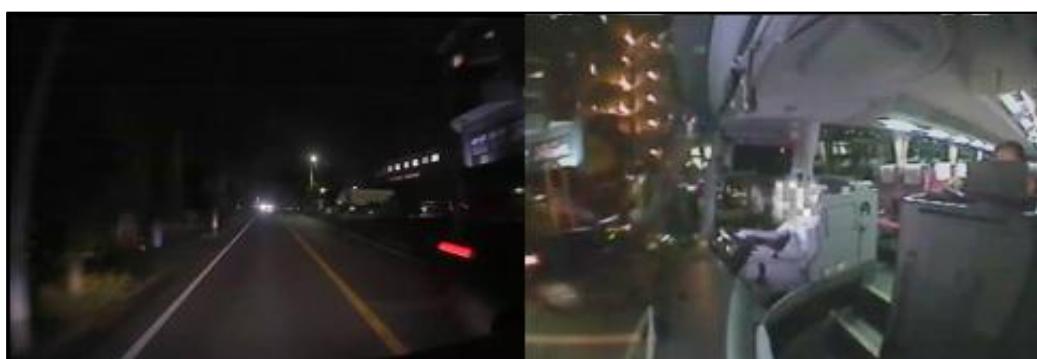
国土交通省が定める「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の内容に基づき実施しております。

実際に運行する可能性のある経路(高速道路、坂道、険路、市街地等)において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等により指導しております。

【坂道走行】



【夜間走行】



(5)添乗者の指導歴

当社では4名の指導員と4名の補助指導員が実技指導を行っております。

指導員の指導歴 12年(1名)、9年(1名)、3年(1名)、2年(1名)です。

補助指導員の指導歴 3年(3名)、2年(1名)です。

14.輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに に基づき講じた措置及び講じようとする措置

1.2024年度において講じた措置は以下の通りです。

(1)当社においては「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく自己監査規程により、自己監査を実施しております。2024年度については、本部運行管理部門及び全営業所に対して自己監査を実施し、改善を図りました。

(2)経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員の監査を実施しております。取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組み、課題等を確認するための監査を実施し、関与状況を確認しました。

【経営トップ・安全統括管理者の輸送の安全の確保への取り組み状況の監査(2025.3.28)】



2.2025年度において以下のような措置を講じます。

(1)自己監査について

①自己監査(営業所監査、相互監査)を実施します。

②重大事故、災害等が発生した場合、その他必要と認められる場合については自己監査を実施します。

③自己監査結果から改善すべき点が発生した場合は、直ちに是正措置又は予防措置を講じ、フォローアップの自己監査を実施します。

(2)経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査について

取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組みへの関与状況を確認します。

15.一般貸切旅客自動車運送事業の内容について

(1)車両に係わる情報(2025年3月31日現在)

車両数 (台)	年式(年)		平均 車齢 (年)	ドライブ レコーダー 搭載車両 導入台数 (台)	デジタル式 運行記録計 搭載車両 導入台数 (台)	ASV 搭載車両 導入台数 (台)	ASV 後付 導入 台数 (台)	主な運行の態様	
	最古	最新							
大型	83	2000	2024	11年	83	83	50	9	観光輸送(昼間)
中型	9	1999	2017	11年	9	9	6	0	学校・企業等の 送迎行事輸送
小型	-	-	-	-	-	-	-	-	
任意保険 加入状況	対人保険 無制限			対物保険 2,000万円					

(2)人員体制に係わる情報(2025年3月31日現在)

運転者	雇用形態別人数 (人)	正規	正規雇用以外	合計
		399	32	431
社会保険等加入者 (人)	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
	427	424	431	428
運行管理者	31			
整備管理者	5			

16.行政処分の公表

2024年度において行政処分を受けた実績はございません。

17.安全管理規程

当社の「安全管理規程」は別紙の通りです。当社については「安全管理規程」の届出の義務を有した事業者であり、2006年12月に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

18.安全統括管理者

当社については、安全統括管理者の届出の義務を有した事業者であり、現時点の安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を満たしております。2024年7月に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

【氏名】高林 宏明

【役職】取締役運輸事業本部長

安全管理規程（自動車）

遠州鉄道株式会社

安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 章 総 則

第1条（目的）

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3条（輸送の安全に関する基本的な方針）

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員（一般旅客自動車運送事業に關係する社員に限る。）に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといつても過言ではない。

我々バス事業に従事するものは、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

第4条（輸送の安全に関する重点施策）

1. 前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を重点施策とし、当社経営計画の中で実施項目を策定して実施する。
 - (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

第5条（輸送の安全に関する目標）

第3条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社運転事故防止対策委員会において、事故防止重点実施項目を年度毎に目標として策定する。

第6条（輸送の安全に関する計画）

重点施策の実行および目標の達成のために、必要な予算の確保や実施項目を毎年度作成する経営計画の中で定め、その実行により輸送の安全を確保する。

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

第7条（取締役社長の責務）

1. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
3. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 取締役社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第8条（社内組織）

1. 取締役社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - (1) 安全統括管理者（運輸事業本部長）
2. 安全統括管理者は運輸事業部長を通じて上記の企業統治を的確に実施するため次に掲げる者を選任する。

- (1) 運行管理者
 - (2) 整備管理者
 - (3) その他必要な責任者
3. 運輸事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 4. 営業所長は、運輸事業部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
 5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

1. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者から、運輸事業本部長を安全統括管理者として選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第10条（安全統括管理者の責務）

- 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
1. 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 2. 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、内部監査を行い、取締役社長に報告すること。
 6. 取締役社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 7. 運行管理が適正に行われるよう、運輸事業部長を通じて、運行管理者を統括管理すること。
 8. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 9. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第11条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する重点施策を実施するために、輸送の安全に関する計画の中で実施項目を策定し、その実施を通じて輸送の安全に関する目標を達成する。

第12条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

取締役社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

第13条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2. 事故、災害等に関する報告が、取締役社長、安全統括管理者又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第14条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第15条（輸送の安全に関する内部監査）

1. 安全統括管理者は、内部監査員を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、必要と判断される事例が発生した場合は上記以外に内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役社長に報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第16条（輸送の安全に関する業務の改善）

1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場

合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

第17条（情報の公開）

1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第18条（輸送の安全に関する記録の管理等）

1. 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、教育及び研修の状況、内部監査の結果、取締役社長に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法については、遠鉄グループ文書管理規程に基づくものとし、詳細については、別紙文書等保存内規に定めるものとする。

附 則

制 定	平成18年10月	1日
改 正	平成20年11月10日	
改 正	平成21年 4月 1日	
改 正	平成21年 8月10日	
改 正	平成22年 7月 1日	
改 正	平成23年 6月 1日	
改 正	平成24年 6月 1日	
改 正	平成25年 6月 1日	
改 正	平成27年 1月 1日	
改 正	平成28年 7月 1日	
改 正	2020年 6月 1日	
改 正	2020年 9月 1日	
改 正	2022年 6月 29日	
改 正	2024年 7月 1日	
改 正	2025年 7月 1日	

社 長 訓

～輸送の安全に関する基本方針～

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができないければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといつても過言ではない。

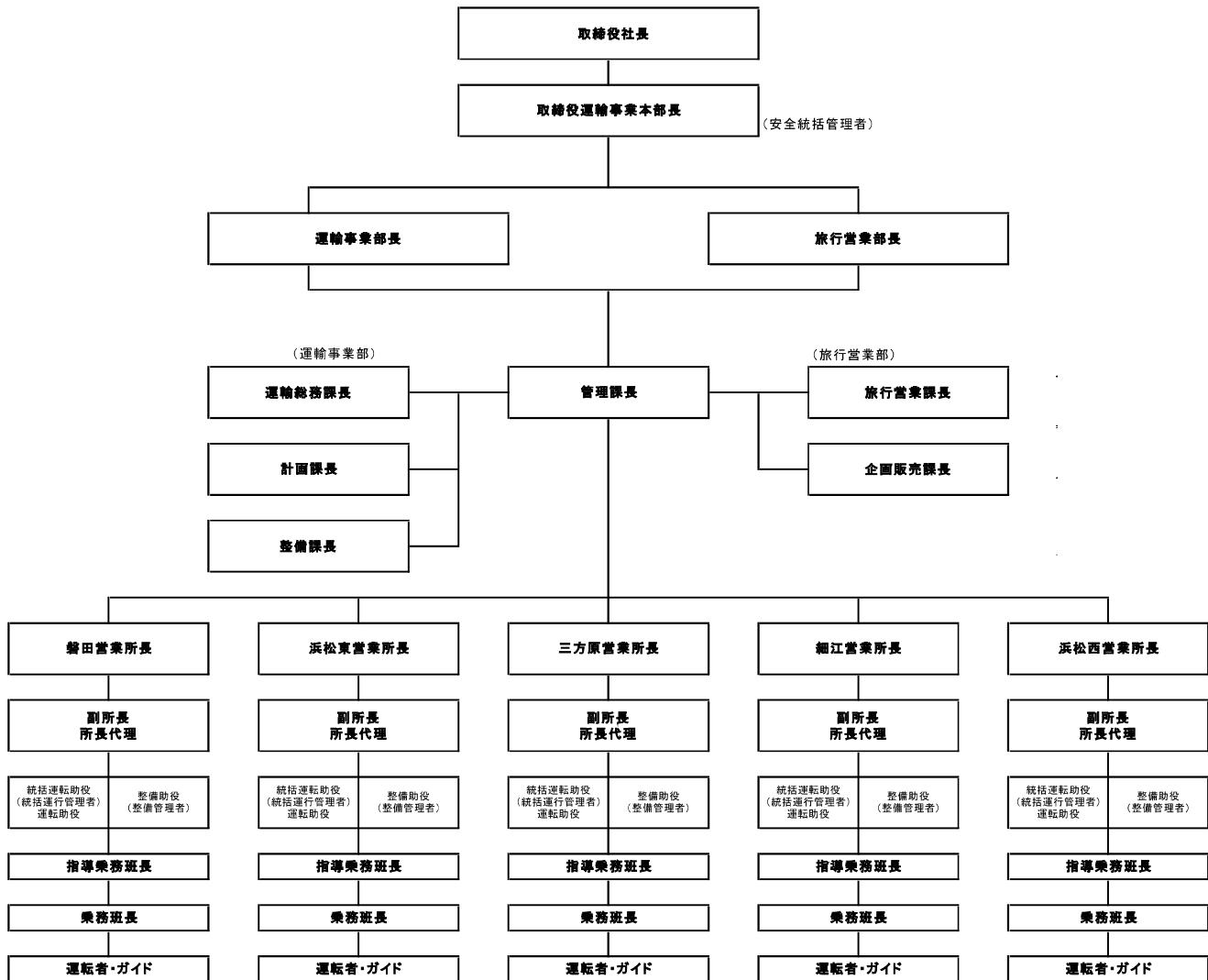
我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう

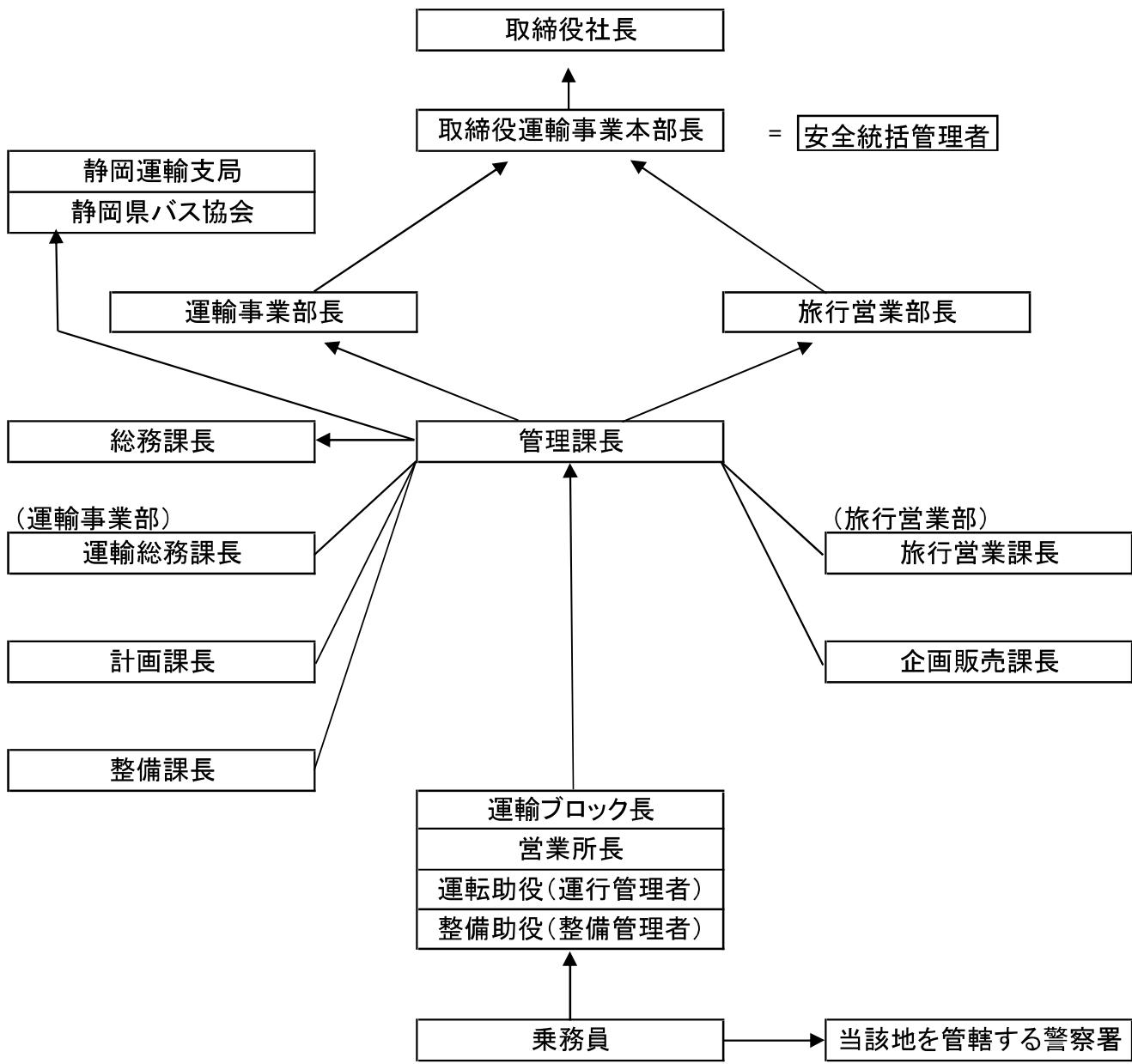


遠州鉄道株式会社
取締役社長 丸山晃司

安全管理組織図（指揮命令系統組織図）



重大事故発生時および緊急時の報告並びに連絡体制



(乗務員は事故発生と同時に乗務員手帳に基づき報告すること)

文書等保存内規

この内規は旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規程に基づき定められた旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針の第15条の規定に基づき情報および記録の保存について下記の表の通り定める。

帳票類名	期間	場所	根拠条文	適用
点呼簿(甲)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼簿(乙)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年 (貸切事業は3年)
点呼簿(丙)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼実施状況の録画・録音記録	90日間	管理課	運輸規則第24条	90日間 (貸切事業のみ)
アルコール呼気検査時の写真	90日間	管理課	運輸規則第24条	90日間 (貸切事業のみ)
出勤簿(乗合・貸切・契約)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
対面点呼簿	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
乗務記録(タコグラフ)	3年	営業所	運輸規則第25条	法令は1年 (貸切事業は3年)
苦情処理簿	3年	営業所	運輸規則第3条	法令は1年
事故記録	永久	営業所	運輸規則第26条の2	法令は3年
乗務員台帳	3年	営業所	運輸規則第37条	退職後
運行前点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
中間点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
終業点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
運行指示書	3年	営業所	運輸規則第28条の2	法令は1年
運送引受書	3年	企画販売課	運輸規則第7条の2	法令は3年
事故速報	3年	営業所		
お褒め・ご意見集計表	3年	営業所		
異常気象の記録	3年	営業所		
適性診断	3年	営業所	運輸規則第38条の2	
タコグラフ指導表	3年	営業所		
デジタコ運行評価表	3年	営業所		
健康診断個人指導表	5年	営業所	労働安全衛生法第66条	
本部事故防止委員会議事録	3年	管理課		
交通事故集計表	3年	管理課		
内部監査報告書	3年	管理課		
自動車事故報告書	永久	管理課		
安全統括管理者の指示に関する記録	3年	管理課		
重大事故および緊急時の報告連絡体制に関する記録	3年	管理課		
情報公開に関する記録	3年	管理課		
安全管理規程第18条に規程された記録	3年	管理課		
教育・訓練の記録	3年	管理課		